

一般社団法人
白井工業団地協議会のご案内



みんなの力で
災害のない、明るい、活力ある
白井工業団地を築こう



2019年作成

一般社団法人 白井工業団地協議会

一般社団法人白井工業団地協議会ご案内

一般社団法人白井工業団地協議会は、1970年（昭和45年）に白井工業団地に進出した企業の交流・親睦の場として任意団体として設立され、会員企業の交流・親睦事業をはじめ、労働安全衛生に関する事業、福利厚生への支援事業及び白井工業団地地区の環境整備事業などを行ってきました。2010年（平成22年）には、一般社団法人として法人格を取得し、会員企業、行政機関、地域団体など、皆様の協力のもと、これまで以上に多様な事業を展開し、会員企業の活力の向上などを図ることにより、白井工業団地の活性化と地域経済の発展に貢献してきています。

今後も会員企業の発展はもとより、地域との交流や連携を深め地域貢献にも寄与してまいります。

《主な活動》

当協議会では、以下の活動をしています。

- 1 協議会ホームページを作成し、会員企業のPR情報の発信や受注機会の拡大を図っています。
- 2 会報の発行（毎月）、諸官庁の発刊物や情報誌の配布、メールやFAX等により、当協議会の活動状況や有益な情報を速やかに伝達し、情報の共有を図っています。
- 3 各種技能講習会や資格免許の取得のための研修会などを行っています。
- 4 優良企業等の視察研修会、人材育成や経営改善などのセミナーの開催、専門家による中小企業なんでも相談（サテライト相談）の実施などによる経営支援に取り組んでいます。
- 5 労働安全・衛生に関する意識の高揚や労働災害の防止対策の普及などを行っています。（一社）船橋労働基準協会に団体加入し共同して、また労働基準監督署から直接助言・指導をいただいて、労働安全・衛生に関する講習会などを開催しています。
- 6 県内技術系大学を中心に産学連携協定を締結し、相互連携により技術革新、経営改善、人材確保・育成などを推進します。
- 7 白井工業団地まちづくり協議会を設置し、安心・良好な環境のまちづくりを推進しています。必要に応じ環境協定を締結し、公害の防止と環境保全に努めています。
- 8 県・市等の行政機関や研究機関、経済関係団体などと連携し、白井工業団地の活性化に取り組んでいます。
- 9 白井工業団地の街路灯の設置等による防犯対策、工業団地内の一斉清掃や井戸水（地下水）の水質検査等による環境保全、市との災害協定の締結などによる防災対策、交通安全、関係機関への道路等の整備要望活動、案内看板（大型2基・小



（大型案内看板）



型10基)や案内標識の設置など、様々な事業にスクラムを組んで共同で行っています。

- 10 親睦・交流事業として、会員企業チームによる野球大会、地元自治会と協働した夏祭り、新春賀詞交歓会などを開催しています。
- 11 会員企業の福利厚生や従業員の健康管理のため、健康診断やインフルエンザ予防接種などを共同で実施しています。
- 12 市内の中学校や高等学校におけるキャリア教育の支援などを通じて地域との連携を深め、将来の地域人材の確保と育成を図ります。また、白井工業団地周辺の自治会や各種団体と連携し、コミュニティの育成を図るなど、地域貢献にも努めます。
- 13 当協議会は、会員のすべてが参加できるよう7つのブロック、4つの委員会を設置し、皆さんからの意見・要望などを広く聞き、また、理事会を隔月で開催して、透明で速やかな運営の中で課題の解決や事業の推進を図っています。
- 14 当協議会は、白井工業団地産業振興センターを整備し、1階にコンビニエンスストアを誘致し、地域の利便性を高めるとともに、2階には、会議室、商談や展示スペースを設けて様々な用途に使用していただいています。また、路上駐車対策等として6か所の貸駐車場を設け、活用していただいています。



(産業振興センター)

《協議会の構成》

当協議会には、現在(2019年3月末)、白井工業団地を中心に230社が正会員として入会しており、協力企業を含めると約270社で構成しています。

1 役員

理事 30人以内

監事 2人以内

*理事のうち、代表理事1人、副代表理事3人、専務理事1人(事務局長)としています。

2 組織

理事会、4つの委員会、7つのブロック、青年部が組織されています。

*委員会は、渉外総務委員会、労働安全衛生推進委員会、環境整備・交通対策委員会、及び産業振興・地域交流委員会からなっています。

《主な行事及び技能講習会等》

当協議会の主な行事及び技能講習会等は、以下のとおりです。

1 行事

- ① 全国安全週間大会(事前説明会)
- ② 全国労働衛生週間大会(事前説明会)
- ③ 年末年始無災害運動説明会
- ④ 工業団地内一斉清掃(春・秋2回実施)
- ⑤ 地下水の水質検査



- ⑥ 健康診断（春・秋 2 回実施）
- ⑦ インフルエンザ予防接種
- ⑧ サテライト相談（年 3 回開催）
- ⑨ 優良企業等視察研修会
- ⑩ 親善野球大会
- ⑪ 夏祭り
- ⑫ 新春賀詞交歓会 など



2 技能講習会等

- ① 玉掛け技能講習（年 3 回）
- ② フォークリフト運転技能講習（年 3 回）
- ③ 小型移動式クレーン技能講習
- ④ 床上操作式クレーン 5 t 以上運転技能講習
- ⑤ 床上操作式クレーン 5 t 未満特別教育
- ⑥ ガス溶接技能講習
- ⑦ アーク溶接特別教育
- ⑧ 新入者安全衛生教育
- ⑨ 研削といし特別教育
- ⑩ 粉じん作業に係る特別教育
- ⑪ 安全衛生推進者養成講習
- ⑫ 職長等監督者安全衛生教育 など



（夏祭り）



（実技講習）



入会のご案内

《入会の手続き》

当協議会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得てから、請求に基づき次の入会金及び会費を速やかに納入していただくこととなります。会費等の納入があったときは、速やかに会員証を交付いたします。

《入会金及び会費》

1 会員は、次の2種類です。

① 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

② 賛助会員：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 入会金は、正会員及び賛助会員ともに8,000円（一回限り）です。

3 正会員の会費（年額）は、次表のとおりです。賛助会員の会費（年額）は、一口当たり30,000円で、一口以上でお願いします。

〔正会員の会費〕

区分	従業員数	金額	備考
A	2人以下	10,000円	
B	3～5人	20,000円	
C	6～9人	30,000円	
D	10～19人	40,000円	
E	20～29人	50,000円	
F	30人以上	60,000円	

4 年度途中に入会したときの会費は、年会費に次表の割合を乗じて得た金額となります。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

〔途中入会の会費の割合〕

区分	入会期間	割合	備考
正会員	6か月以上	全額	
	3か月以上6か月未満	2分の1	
	3か月未満	4分の1	
賛助会員	6か月以上	全額	
	3か月以上6か月未満	3分の2	
	3か月未満	3分の1	

5 当協議会は、（一社）船橋労働基準協会に団体加入をしていますので、併せて次表の船橋労働基準協会の会費をいただいています。ただし、入会期間が2か月に満たない場合は、船橋労働基準協会の会費に限り免除となります。

なお、希望により別に加える場合は、この限りではありません。

〔船橋労働基準協会の会費〕

区分	従業員数	金額		備考
		団体加入の場合	一般加入の場合	
A	10人以下	3,600円	6,000円	
B	11～30人	5,100円	8,500円	
C	31～50人	6,600円	11,000円	
D	51～100人	8,700円	14,500円	
E	101～200人	14,400円	24,000円	
F	201～300人	21,600円	36,000円	
G	301人以上	28,800円	48,000円	

一般社団法人白井工業団地協議会

〒270-1406

白井市中98-17（白井市公民センター内）

TEL. 047-491-0224 FAX. 047-491-0222

メールアドレス：jimukyoku@shiroikyougikai.jp

ホームページ：<http://www.shiroikyougikai.jp/>



（白井市公民センター）